

北海道の最賃が1,010円に

10月1日から/札幌駅前で周知宣伝行動

北海道の地域最低賃金が10月1日から時間額で50円引き上げられて1,010円になりました。道労連は9月30日に札幌駅前広場で周知宣伝行動をおこないました。

建交労道本部の宮澤書記長は「最低賃金は、働く人の生活を保障するために必要な賃金を底支えるセーフティネットの役割を担っている。いまの最低賃金は生計費原則とはかけはなれていて安すぎる。地方別最賃制度によって地域間格差が生まれているという問題がある。そして、その低い最低賃金に縛られている労働者が大勢おり、その職種や業種に見合った『あるべき賃金』が支払われていない」などさまざまな問題があることを訴え、労働組合でいっしょに声をあげて最賃の引き上げと賃金を大幅にあげていこうとスピーチしました。

建交労のほか、札幌地区労連、福祉保育労の役員らが、最低賃金の大幅な引き上げと全国一律制度の実現にむけてスピーチし、市民にアピールしました。

建交労組織建設推進委員制度

第1回「学習・交流プログラム」を開催

9月27日、組織建設推進委員制度「学習・交流プログラム」がスタートしました。第1回には全国から60人余りがオンラインで参加し、北海道から6人が参加しました。宮澤中央執行委員（道本部書記長）が司会をつとめ、中央本部の廣瀬書記長が「大会方針にもとづく拡大月間と秋闘時の春闘アンケートの強化」について講義したあと、2つの組織から発言して交流しました。

ひとつの目の発言は「要求アンケートのとりくみ」について、函館支部学童保育分会の渡辺将隆分会長と函館支部の鈴木互書記長、道本部の宮澤書記長がインタビュー形式で事前録画したものを視聴しました。函館学童保育分会のとりくみでは、支援員の会や市内の各クラブにアンケートを手渡ししてお願いしていますが、アンケート結果については独自でグラフ化して活用しており、「組合員が所属するクラブでは集計結果の平均値より収入が高く、休みや休憩も比較的取れていること」、全国学童保育部会が毎年厚労省に訴えてきたことで、2015年に放課後児童クラブ運営指針が策定された以降、キャリアアップなどの処遇改善事業や臨時特例事業などで国の補助が加算されることになったことから「それらの制度が確実に支援員に還元されているか」を知るうえでとても貴重なデータになっていることなどが明らかにされました。また、国の補助事業を勉強することで、保護者にも納得してもらいながら賃金改善につなげていけることなどについても話されました。今後の課題としては、アンケートに協力してくれたクラブに対し、よりよいかたちでフィードバックしていくことや、支部としてもアンケートを分析して自治体への要求づくりに活かしていきたいなど抱負が語られました。

ふたつ目の発言では、福岡県本部の緒方秀樹委員長（中央執行委員）から「一人の労働相談からの仲間づくりと、労働組合とはなにか、建交労と上部組織との関係など基礎学習の重要性」などについて学びました。

そのほか、建交労共済拡大キャンペーンと次回の学習・交流プログラムなどが提起されました。第2回学習・交流プログラムは11月18日にひらかれる予定です。

時間額960円から時間額1,010円に
引上げとなりました

北海道最低賃金

北海道内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）及びその使用者に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されます。

時間額 **1,010** 円

（効力発生年月日 令和6年10月1日）

○最低賃金には、**精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金及び時間外等割増賃金**は算入されません。

○特定の産業（「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」）で働く方は、北海道の特定（産業別）最低賃金が適用されます。なお、令和6年10月1日から今年度の改定までの間、「鉄鋼業」で働く方を除き、北海道最低賃金（時間額1,010円）が適用されます。

・厚生労働省北海道労働局労働基準部賃金室 Tel 011-709-2311（内線 3533）

- | | |
|--------------------------------|-------------------------------|
| ・札幌中央 労働基準監督署 Tel 011-737-1191 | ・滝川 労働基準監督署 Tel 0125-24-7361 |
| ・札幌東 労働基準監督署 Tel 011-894-2815 | ・北見 労働基準監督署 Tel 0157-88-3983 |
| ・函館 労働基準監督署 Tel 0138-87-7605 | ・室蘭 労働基準監督署 Tel 0143-23-6131 |
| 江差駐在事務所 Tel 0139-52-1028 | ・釧路 労働基準監督署 Tel 0154-45-7835 |
| ・小樽 労働基準監督署 Tel 0134-33-7651 | ・名寄 労働基準監督署 Tel 01654-2-3186 |
| 倶知安支署 Tel 0136-22-0206 | ・留萌 労働基準監督署 Tel 0164-42-0463 |
| ・岩見沢 労働基準監督署 Tel 0126-22-4490 | ・稚内 労働基準監督署 Tel 0162-73-0777 |
| ・旭川 労働基準監督署 Tel 0166-99-4704 | ・浦河 労働基準監督署 Tel 0146-22-2113 |
| ・帯広 労働基準監督署 Tel 0155-97-1243 | ・苫小牧 労働基準監督署 Tel 0144-88-8899 |